

法第6条の3第1項ただし書の規定による審査（ルート2審査）に係る建築物について

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）等の施行に伴い、平成27年6月1日より、建築物の計画が法第6条の3第1項ただし書に規定される「特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの」の審査（いわゆるルート2審査）を、規則第3条の13に定める特定建築基準適合性判定資格者である確認検査員がおこないます。

これに係る確認申請については、指定構造計算適合性判定機関等による構造計算適合性判定は不要となります。

株式会社 確認サービス 業務部 052-238-7743

お問い合わせ先

本社	審査部	構造担当	052-238-7743
東京支社	審査部	構造担当	03-5369-8461
大阪支社	審査部	構造担当	06-4795-2121